食品偽装事件の根絶を求める意見書

今年に入って、苫小牧市・ミートホープ社の牛肉偽装(6月)、札幌・石屋製菓の"白い恋人"の賞味期限改ざん(8月)、三重県伊勢市の老舗・赤福の製造日偽装(10月)、秋田県の比内鶏の偽装(10月)など、食品の偽装・不正事件は全国いたるところに広がり、多くの消費者は「何を信じたらよいのか」とやりきれない思いを募らせています。

一連の不正事件について農水省は、「企業のコンプライアンス(法令順守)の問題」などと、責任を企業に求める発言を繰り返しています。しかし、偽装表示の規制の根拠法は、農水省の所管する JAS(農林規格)法、厚生労働省の食品衛生法、公正取引委員会の景品表示法などで、行政が縦割りで相互の連携はほとんどありません。それぞれの担当者も少数で、保健所の統廃合で地域の監視体制はむしろ弱まっており、内部告発でもなければ偽装の発見などできないといわれています。

この背景には、1995年の食品衛生法と JAS 法の改定で製造年月日表示の義務付けが廃止され、消費期限表示または賞味期限表示だけが義務つけられたことがあります。

もともと食品は"密室"の中で加工・製造され、消費者が製造過程を検証することは困難です。食の安全を企業倫理だけに任せれば、儲け優先で安全は二の次になります。1995年の法改正などで、食の安全確保の規制を緩和してきた国の責任が厳しく問われているといわなければなりません。

よって、食品の偽装・不正事件根絶のために、消費者の立場に立って食の安全最優先で、以下のように抜本策を講じるようもとめます。

- 1. 独立行政法人任せの食品表示の検査を国の責任でおこなうこと。そのための予算確保をはかること。
- 2. 食の安全にかかわる行政の縦割りを改め、食品表示は、製造年月日表示と期限表示の併記を義務付けること。
- 3. 内部告発への対処の迅速化をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日